

平成27年 第4回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招 集 期 日	平成27年4月24日(金)	開会 午後2時30分	閉会 午後3時30分	
2 招 集 場 所	岩出山総合支所2階 第3会議室			
3 出 席 委 員	委 員 長	澁 谷 秀 昭	委 員 長 職 務 代 行 者	氏 家 茂
	委 員	高 橋 裕 子	委 員	戸 島 潤
	教 育 長	青 沼 拓 夫		
4 欠 席 委 員	なし			
5 傍 聴 者	なし			
6 事 務 局 職 員 出 席 者	教 育 部 長	菅 原 孝	参 事	鈴 木 文 也
	教 育 総 務 課 長	大 田 良 一	学 校 教 育 課 長	佐 藤 俊 夫
	生 涯 学 習 課 長	八 木 文 孝	文 化 財 課 長	鈴 木 勝 彦
	図 書 館 長	田 口 新 一	中 央 公 民 館 長	藤 本 重 吉
	学 校 教 育 課 副 参 事	玉 水 透		
7 書 記	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	平 地 久 悦	教 育 総 務 課 係 長	角 力 山 淳
8 専 決 処 分 報 告	大崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分について			
	大崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する専決処分について			
	大崎市公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について			
	大崎市図書館協議会委員の委嘱に関する専決処分について			

	大崎市文化財保護委員会委員の委嘱に関する専決処分について	
9 議 事	議案第14号	大崎市立学校職員安全衛生管理規程について
	議案第15号	学校長に対する事務委任規則及び大崎市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
	議案第16号	「加藤家文書」の大崎市指定有形文化財の指定について
	議案第17号	「千葉家文書」の大崎市指定有形文化財の指定について
10 報告事項	平成27年度体育施設等指定管理施設及び指定管理者選定スケジュールについて	

<p>委員長</p>	<p>出席委員定足数に達しておりますので、平成27年第4回大崎市教育委員会定例会は、成立いたしました。</p> <p>これから会議を開きます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はじめに、平成27年第3回定例会の会議録の承認を求めます。 内容について、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議ないものと認め、会議録を承認いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員を指名いたします。 高橋委員にお願いいたします。</p>
<p>委員長</p> <p>教育長</p>	<p>次に、教育長報告に入ります。 報告事項があれば、教育長から報告願います。</p> <p>新年度を迎え、各学校・幼稚園には新入学生・新入園児を迎え、順調にスタートしました。 県教職員及び市職員の4月1日付け人事異動も、無事赴任が完了し、生涯学習・生涯スポーツも含め、各施設及び関連団体におきましても、順調に新年度が始まったところであります。</p> <p>始めに、幼稚園の入園式、小中学校の入学式についてご報告いたします。</p> <p>4月8日から10日まで、それぞれの幼稚園、小・中学校において、それぞれ特色ある式が挙行されました。教育委員の皆様にもご出席いただきましたことを感謝申し上げます。</p> <p>小中学校の施設整備について申し上げます。先月、改修事業の検査が終了しました古川中学校及び鹿島台中学校の武道場は、4月にはいり本格的に授業や部活動にて使用され、柔道または剣道に真剣に取り組む生徒たちの報告を受けております。</p> <p>次に、21日には、松山幼保一元化施設建設のための安全祈願祭が行われました。工事期間は11カ月を見込んでおり、平成28年4月の開園を予定しております。</p> <p>建物の特色としては、園内には中庭を設け、常に子どもを見守ることができる施設であり、内装も木材をふんだんに使い安心・安全に配慮し、子どもにやさしい施設として整備してまいります。</p>

続きまして、旧有備館及び庭園の主屋・附属屋内覧会の実施状況について申し上げます。
 教育委員の皆さまには、本日、主屋・附属屋の復旧工事が完了した有備館をご覧いただきましたが、4月18日から26日まで内覧会を開催しております。
 18日から22日にかけて、岩出山伊達家15名の皆さまをはじめ、文化財保護委員・旧有備館及び庭園保存整備委員の皆さま、指定寄附やふるさと納税された皆さま、国会議員、県議会議員、市議会議員の皆さま、岩出山地域の行政区長33名の皆さまにご覧いただきました。
 20日からは一般市民にも公開し、昨日まで1,467名ほどの来館者を数えました。
 最後に、多くの市民が期待しております図書館等複合施設の建設について、いよいよ今年度から工事が着工となります。
 現在は入札に向けての準備を進めており、8月には着工できるよう事務手続きを進めてまいります。

以上で教育長報告を終わります。

委員長	ただいまの教育長報告について、補足説明があれば、説明願います。
教育部長	ございません。
委員長	教育長報告について、質疑はありませんか。
委員長	質疑がないものと認め、教育長報告を承認いたします。
委員長	次に、専決処分報告に入ります。 「大崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分について」生涯学習課長から報告願います。
生涯学習課長	(説 明)
委員長	ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。
委員長	質疑がなければ、ただいまの専決処分報告について承認します。
委員長	次に、「大崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する専決処分について」生涯学習課長から報告願います。
生涯学習課長	(説 明)
委員長	ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。
委員長	質疑がなければ、ただいまの専決処分報告について承認します。

委員長	次に、「大崎市公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について」 中央公民館長から報告願います。
中央公民館長	(説 明)
委員長	ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。
委員長	質疑がなければ、ただいまの専決処分報告について承認します。
委員長	次に、「大崎市図書館協議会委員の委嘱に関する専決処分について」 図書館長から報告願います。
図書館長	(説 明)
委員長	ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。
委員長	質疑がなければ、ただいまの専決処分報告について承認します。
委員長	次に、「大崎市文化財保護委員会委員の委嘱に関する専決処分について」 文化財課長から報告願います。
文化財課長	(説 明)
委員長	ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。
委員長	質疑がなければ、ただいまの専決処分報告について承認します。
委員長	次に、日程第1 議案第14号「大崎市立学校職員安全衛生管理規程について」を議題といたします。 学校教育課長説明願います。
学校教育課長	(説 明)
委員長	ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。
高橋委員	9ページに6条の2項に衛生管理者は当該学校長が1人を選任することになっていますが、10ページにいきまして9条の(2)に衛生管理者のうちから校長が指名するとありますが、衛生管理者はもともと一人だけではないでしょうか。
学校教育課長	ただ今指摘の件につきまして、規程上不備がありまして高橋委員から指摘していただいたとおりでございます。10ページの第9条の2号「当該学校の衛生管理者」というのはもともと1名しか指名されておりませんので、この2号は「当該学校の衛生管理者」で止めていただきたいと思います。この後ろの部分は申し訳ありませんが削除ということで訂正をお願いします。

委員長	それでは確認させてください。今、高橋委員からご指摘がありました、資料の10ページですが第9条(2)「当該学校の衛生管理者のうちから校長が指名するもの」とありますがこれは「当該学校の衛生管理者」でその次の分は削除ということをお願いします。
氏家委員	これは前々から言われていた安全衛生管理の規程の策定についてご苦労様でございました。大変な作業かと思えます。全般を見てですね、校長が現実に面接指導をしたりするような場面が浮かんでこないんですけれども、安全衛生管理者として一番大事な業務ってそのあたりかなと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。
学校教育課長	想定されますのは、長時間勤務等々による心身の疲弊によるメンタル的なものの教職員の症状の訴えですとか、そういうものがあつた場合がまず想定されるのかなと思います。その場合こちらで予算措置をしておりますして医師に委託をしておりますして、その医師に学校長が面談をしていくという形をとります。
氏家委員	3条で校長は把握に努めなければならない、14条では校長は報告しなければならない、それから15条になると該当する職員の申出により医師の指導の要請をする。で遅延なく報告して適切な措置を講じなければならない。具体的に言うと学校にですね11時、12時まで残って次の朝6時位に学校に来て、そういう職員もいるんです。そういう職員に対して校長が「それでは健康を害しますよ」という強い指導といいますか、当然内側にはあると思うのですがいかに見ると良いのかなと思ったんですがいかがでしょうか。
学校教育課長	3条の校長の責務に学校職員の安全と健康を確保する。そして勤務時間の適正な把握に努める。この規程でですねその部分をカバーしているということでございます。
氏家委員	わかりました。
委員長	わたしの方から2点お伺いしてよろしいでしょうか。安全衛生管理者は校長である。衛生管理者は校長が選任する。推進者もということですが、衛生管理者は想定されるのは教頭ですか。
学校教育課長	養護教諭です。
委員長	推進者というのは
学校教育課長	これも同じです。養護教諭です。
委員長	このように想定していて、聞かれればこのように考えておりますという回答ですね。
学校教育課長	学校にはフローチャートをつくります。

氏家委員

私は第9条に基づいて、(1)の衛生管理者が校長、(2)衛生管理者及び50名以下は衛生推進者ですよね。このあたりに、教頭とか、主幹教諭とか、第3条で衛生に関し経験を有する者のうちから、この辺りに養護教諭が入ってくるのかなというように思いを巡らせたんですが、そのような解釈ではないですね。

学校教育課長

はい、そうです。例えば第6条の第3項の規定ですと衛生に関する技術的な事項ということで養護教諭としています。

委員長

11ページの第14条に時間外勤務の報告と項目があって、校長が別紙様式に基づいて報告しなければならない。これは様々なニュース等で裁判になったりする事例を踏まえた上で極力教職員のメンタル面を含めた健康管理というふうなこと踏まえたことだと重々わかるんですが、現実的な学校の問題として、校長が時間外勤務を命ずることができるというのは項目が限られている筈だだと思います。歯止め三項目という名前であったような気がするんですが、例えば修学旅行とか合宿等で子ども達の引率実習に行った場合、それから自然災害等で職員の勤務時間外を命ずる場合。とかあったような気がするんですが、その時間外勤務を命ずることができないという教員の職務の物事にこれが当てはまるんですね。あとは学校の教職員というのは教員だけではなく事務官の先生とか業務員さんとか給食の方たちも含めた形の教職員というとらえ方をすればもちろんこのような形で対応できると思います。80時間を超える勤務を命令できるという。命令するわけですよ校長が

学校教育課長

そうですね。時間外勤務命令ですから。

委員長

部活などとか想定される訳ですが、なかなかこの辺のものについては、規程としては非常に理解できるところなんです。現実的に学校の状況からすると、このとおり報告できるのはなかなか難しいかな、大変なのかなという思いはするんですが、当然これは間違っていないことですのでこの規程は当然だとももちろん思います。その辺現実との乖離は無いのかというのが気にはかかります。

氏家委員

これは正規の勤務を命令した時間では無いですよ。勤務を命じた時間でなくても在校でいらっしゃる先生方をキチッと把握して、改善するようにやりなさいよということですよ。

学校教育課長

14条の第1号にですね、在校時間と明示していますけれども、時間外勤務という規程では無いです。

教育部長

見出しが時間外勤務となっているので、この時間外勤務という言葉が引っかかっていると思いますので、見出しを工夫して時間外勤務という概念から外した形でできればと思います。

氏家委員

そうですね

委員長	今、部長さんのおっしゃったとおりだと思います。私がちょっと引っかけりを持ったのは時間外勤務ということでお話ししてしまいましたが、時間外勤務ということよりも、在校時間ということなんですよ。その部分を可能でしたら実態に合う表現の仕方で（ ）の中を検討してください。
委員長	質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
委員長	次に、日程第2 議案第15号「学校長に対する事務委任規則及び大崎市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。 学校教育課長説明願います。
学校教育課長	(説 明)
委員長	ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。
委員長	質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
委員長	次に、日程第3 議案第16号「「加藤家文書」の大崎市指定有形文化財の指定について」を議題といたします。 文化財課長説明願います。
文化財課長	(説 明)
委員長	ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。
委員長	質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
委員長	次に、日程第4 議案第17号「「千葉家文書」の大崎市指定有形文化財の指定について」を議題といたします。 文化財課長説明願います。
文化財課長	(説 明)
委員長	ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。
	(質疑応答)
委員長	質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
委員長	事務局より追加で報告があります。 「平成27年度体育施設等指定管理施設及び指定管理者選定スケジュールについて」 中央公民館長説明願います。
中央公民館長	(説 明)

<p>委員長</p>	<p>ただいまの報告につきまして、質疑はありませんか。</p> <p>(質疑応答)</p>
<p>委員長</p>	<p>質疑がなければ、本案については、了とします。</p>
<p>委員長</p>	<p>以上で、本日の教育委員会定例会を終了いたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>次に、各課・館の報告に入ります。 教育部長→参事→教育総務課長→学校教育課長→生涯学習課長→文化財課長→図書館長→中央公民館長→学校教育課副参事</p>
<p>閉 会</p>	<p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p>教育総務課 総務担当 係長 角力山 淳</p> <p>上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>_____ 委員長</p> <p>_____ 署名委員</p>